

# 株式売出目論見書

2024年8月



マルハニチロ株式会社

この目論見書により行う株式10,093,267,990円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）及び株式1,513,943,730円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] [https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/news\\_center/news\\_topics/ir/](https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/news_center/news_topics/ir/)）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

# 株式売出自論見書

売出価格 未定

マルハニチロ株式会社

東京都江東区豊洲三丁目2番20号

# 目 次

頁

【表紙】	
(株価情報等)	
1 【株価、PER及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
第2 【売出要項】	2
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	2
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	3
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	4
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	5
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	6
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	6
第三部 【参照情報】	6
第1 【参照書類】	6
第2 【参照書類の補完情報】	6
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	9
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	9
第五部 【特別情報】	9
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	10
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	11
2025年3月期第1四半期連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年6月30日）の業績等の概要	15
[期中レビュー報告書]	21

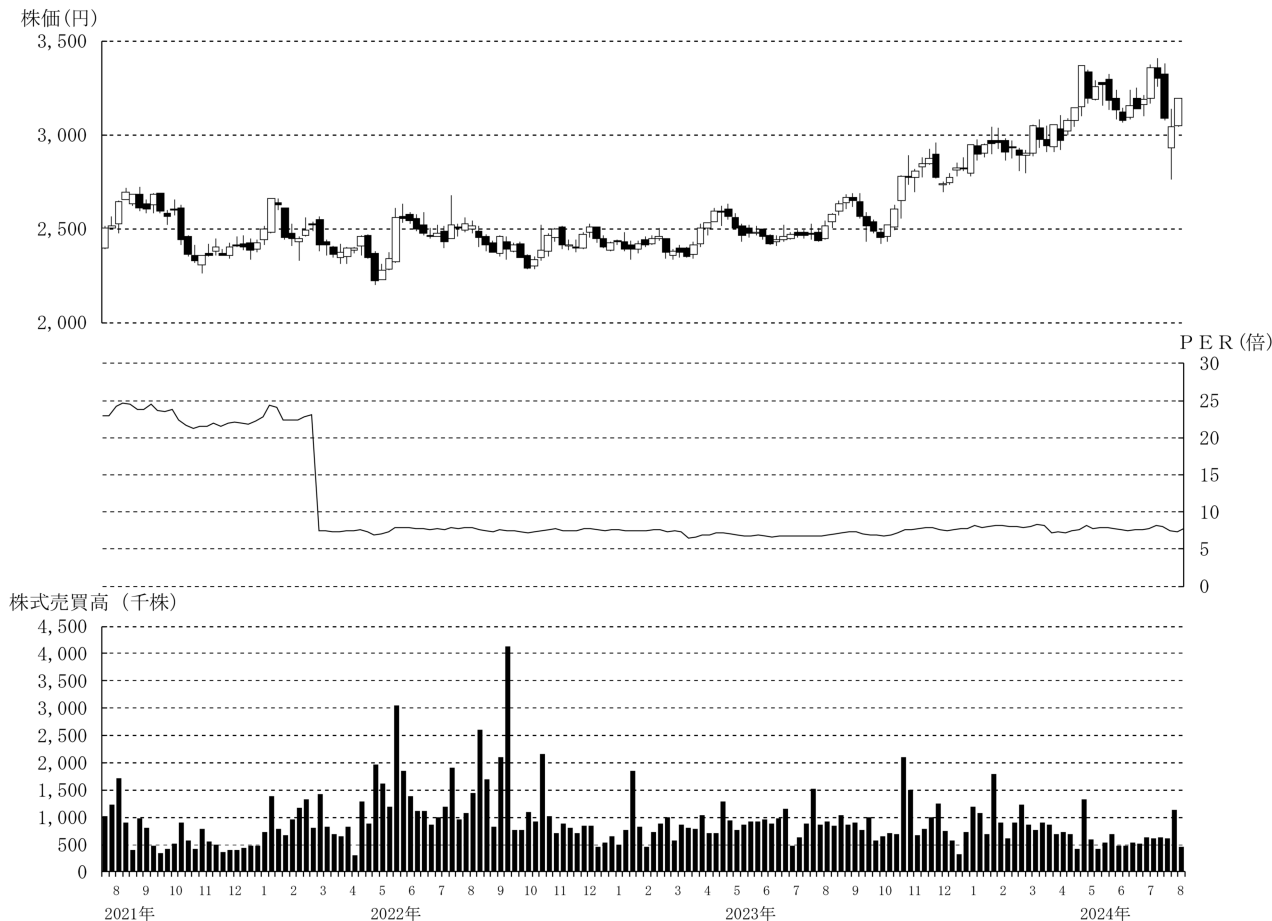
## 【表紙】

【会社名】	マルハニチロ株式会社
【英訳名】	Maruha Nichiro Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池見 賢
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【電話番号】	03 (6833) 0696
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長役 小林 悦子
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【電話番号】	03 (6833) 0696
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長役 小林 悦子
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受による売出し 10,093,267,990円 オーバーアロットメントによる売出し 1,513,943,730円 (注) 売出金額は、売出価額の総額であり、2024年8月16日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

(株価情報等)

## 1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2021年8月23日から2024年8月16日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益 (連結)}}$$

2021年8月23日から2022年3月31日については、2021年3月期有価証券報告書の2021年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2022年4月1日から2023年3月31日については、2022年3月期有価証券報告書の2022年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2023年4月1日から2024年3月31日については、2023年3月期有価証券報告書の2023年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2024年4月1日から2024年8月16日については、2024年3月期有価証券報告書の2024年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

## 2 【大量保有報告書等の提出状況】

2024年2月26日から2024年8月16日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項はありません。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2024年9月3日（火）から2024年9月5日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	3,258,100株	10,093,267,990	東京都千代田区大手町二丁目6番4号 東京海上日動火災保険株式会社 753,200株
			東京都千代田区大手町一丁目2番1号 農林中央金庫 669,000株
			東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 損害保険ジャパン株式会社 629,900株
			東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行 573,700株
			山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 株式会社山口銀行 317,900株
			東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 165,600株
			東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上火災保険株式会社 100,500株
			東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 48,300株

(注) 1. 引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から488,700株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

4. 売出価額の総額は、2024年8月16日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又は名 称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. 2. 売出価格等決定 日の株式会社東 京証券取引所 における当社普通 株式の普通取引 の終値（当日に 終値のない場合 は、その日に先 立つ直近日の終 値）に0.90～ 1.00を乗じた価 格（当該価格が 3,000円超の場 合は1円単位と して1円未満の 額を切捨て、 3,000円以下の 場合は0.5円単 位として0.5円 未満の額を切捨 てる）を仮条件 とします。	未定 (注) 1. 2.	自 2024年 9月6日(金) 至 2024年 9月9日(月) (注) 3.	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	元引受契 約を締結 する右記 金融商品 取引業者 の本店並 びに全国 各支店及 び営業所	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社  東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 SMB C日興証券株式会社  東京都千代田区大手町一丁目 9番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社  東京都中央区日本橋一丁目13 番1号 野村證券株式会社  東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社SBI証券	(注) 4.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、2024年9月3日(火)から2024年9月5日(木)までの間のいずれかの日(売出価格等決定日)に売出価格及び引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受け取る金額)を決定する予定であります。

今後、売出価格等(売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(引受人の買取引受による売出しの売出価格の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価格の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト( [URL] [https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/news\\_center/news\\_topics/ir/](https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/news_center/news_topics/ir/) ) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額は異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、2024年9月12日(木)であります。

申込期間及び受渡期日については上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で2024年9月2日(月)から2024年9月5日(木)までを予定しておりますが、実際の売出価格等の決定期間は2024年9月3日(火)から2024年9月5日(木)までを予定しております。

したがって、

- ① 売出価格等決定日が2024年9月3日(火)の場合、申込期間は「自 2024年9月4日(水) 至 2024年9月5日(木)」、受渡期日は「2024年9月10日(火)」
- ② 売出価格等決定日が2024年9月4日(水)の場合、申込期間は「自 2024年9月5日(木) 至 2024年9月6日(金)」、受渡期日は「2024年9月11日(水)」



③ 売出価格等決定日が2024年9月5日（木）の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	2,443,600株
SMB C日興証券株式会社	325,800株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	162,900株
野村証券株式会社	162,900株
株式会社SBI証券	162,900株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息を付けません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	488,700株	1,513,943,730	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から488,700株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] [https://www.maruhannichiro.co.jp/corporate/news\\_center/news\\_topics/ir/](https://www.maruhannichiro.co.jp/corporate/news_center/news_topics/ir/)）（新聞等）で公表いたします。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 売出価額の総額は、2024年8月16日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 2024年9月6日(金) 至 2024年9月9日(月) (注) 1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式会 社の本店並びに全国各 支店及び営業所	—	—

(注) 1. 株式の受渡期日は、2024年9月12日(木)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
3. 申込証拠金には、利息を付けません。
4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

#### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

##### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から488,700株を上限として借入れる当社普通株式(以下「借入れ株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は488,700株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2024年9月26日(木)を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2024年9月26日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。

(注))、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2024年9月3日(火)の場合、「2024年9月6日(金)から2024年9月26日(木)までの間」
- ② 売出価格等決定日が2024年9月4日(水)の場合、「2024年9月7日(土)から2024年9月26日(木)までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2024年9月5日(木)の場合、「2024年9月10日(火)から2024年9月26日(木)までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である農林中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社山口銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社並びに当社株主である大東通商株式会社及び林兼産業株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月25日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月26日に関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2024年7月16日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2024年7月24日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」及び「サステナビリティに関する考え方や取り組み」について、当該有価証券報告書の提出日以降、2024年8月26日までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は2024年8月26日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

リスク		当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の程度	
		中	大
当該リスクが顕在化する可能性の程度	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場ニーズの変化</li> <li>債権管理</li> <li>為替・金利変動</li> <li>カントリーリスク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料価格の変動</li> <li>原油価格の高騰</li> <li>自然災害・感染症及び事故等</li> <li>労働力の確保</li> </ul>
	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務</li> <li>知的財産</li> <li>固定資産の減損</li> <li>投資有価証券の減損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報管理</li> <li>コンプライアンス</li> <li>資金調達</li> </ul>

リスク項目	影響度	発生可能性	関連する機会とリスク（○機会 ●リスク）	主要な取り組み
原材料価格の変動	大	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原材料の需要動向、為替や漁獲高の変動などによる仕入価格の高騰等</li> <li>●棚卸資産の評価損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱品目、調達先、調達時期の分散化</li> <li>仕入価格、販売価格の適正維持</li> <li>在庫水準の適正化</li> </ul>
原油価格の高騰	大	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>●動燃料コストの上昇</li> <li>●発送配達費等の上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の省エネ化や効率的な操業</li> <li>カートンモジュール化等による保管配送の効率化</li> <li>在庫水準の適正化</li> </ul>
地震など自然災害・感染症及び事故等	大	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震など自然災害による生産設備の破損及び操業停止、物流機能の麻痺等による商品供給不能</li> <li>●養殖事業における予防困難な魚病等の発生による養殖魚の斃死</li> <li>●台風、赤潮等による養殖魚の斃死</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産、保管拠点の分散と再編</li> <li>事業継続計画（BCP）の策定</li> <li>衛生管理の徹底、フレックスタイム勤務による時差出勤、在宅勤務等による従業員感染防止</li> <li>共済、保険制度への加入</li> <li>病気に強い魚、養殖方法の研究</li> </ul>
労働力の確保	大	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DX推進による、ビジネスモデルの変革、企業風土の改革</li> <li>●労働力不足による操業停止、生産性の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務プロセスの標準化、変革による生産性の向上</li> <li>適正な賃金体系の構築</li> <li>労働力確保に視点を置いた操業エリアの選択及び生産拠点の再編</li> <li>機械による省人化の更なる促進</li> <li>キャリア採用の有効活用など人員募集方法の工夫</li> <li>デジタル技術の有効活用</li> </ul>
情報管理	大	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人情報・機密情報の漏洩等</li> <li>●重要な情報の盗難、紛失、誤用、改竄等</li> <li>●情報システムの停止等</li> <li>●サイバー攻撃による対応費用の発生</li> <li>●情報漏洩等による社会的信用の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程、マニュアル等の整備</li> <li>従業員に対する教育の継続</li> <li>システム管理体制の構築、運用</li> <li>サイバー攻撃への対処（インフラの整備、インシデント対応訓練）</li> </ul>
コンプライアンス	大	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品衛生法、倉庫業法、独占禁止法等の法的規制違反による対応コストの発生</li> <li>●全てのステークホルダーからの信頼低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程、マニュアル等の整備</li> <li>従業員に対する教育の継続</li> <li>内部通報制度、内部監査</li> </ul>

リスク項目	影響度	発生可能性	関連する機会とリスク（○機会 ●リスク）	主要な取り組み
資金調達	大	中	●金融危機等による資金の枯渇 ●各種リスク要因により計画未達による追加の資金調達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金調達先及び期間の適度な分散</li> <li>・財務体質の維持・強化</li> <li>・各種リスク要因の適時の分析と対応</li> <li>・最新の情報に基づく適時の計画の見直し</li> <li>・CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）の適正化による資金効率向上</li> <li>・資金調達方法多様化の検討</li> </ul>
市場ニーズの変化	中	高	○適切な市場マーケティングによる顧客層の拡大 ●国内の少子高齢化、人口減少に伴う需要減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍食品・介護食領域等での研究開発力・技術力強化と商品ラインナップ拡充</li> <li>・グループ全体での海外市場展開拡大</li> </ul>
債権管理	中	高	●予期せぬ得意先の経営破綻の発生 ●追加的な貸倒損失や貸倒引当金の計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、与信管理及び債権保全等</li> </ul>
為替・金利変動	中	高	●輸入製商品の仕入価格への影響 ●借入金の調達金利への影響 ○●為替による海外子会社業績の円貨への換算への影響 ●金利の変動による海外子会社業績への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・為替予約及び変動金利から固定金利へのスワップ等</li> <li>・財務体質の維持・強化</li> <li>・資金調達方法多様化の検討</li> <li>・CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）の適正化による資金効率向上</li> </ul>
カントリーリスク	中	高	●海外事業において進出国及びその周辺諸国の政治、経済、社会、法制度等の変化による経済活動の制約 ●テロ、暴動及び戦争の発生による経済活動の制約、サプライチェーンや流通網の遮断等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出国の適度な分散</li> <li>・進出国及び進出エリアに関する情報収集</li> <li>・資源アクセス強化による調達先の適度な分散</li> <li>・加工食品事業における、外国産原料から国産原料への変更可否を検討</li> </ul>
税務	中	中	●各国における租税制度の改正、税務行政の変更や税務申告における税務当局との見解の相違等による追加的な税務負担等 ○●将来課税所得の見積り変更等による税金費用の減少又は増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国における税法の遵守</li> <li>・各国における税制や税務行政の変更への対応策の実行</li> <li>・税金及び税金関連費用を踏まえた事業計画又は仕組みの計画・実行</li> </ul>
知的財産	中	中	○競合他社に対する優位性の確保 ○●使用許諾料等 ●損害賠償、使用差止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な出願戦略の推進</li> <li>・ブランド・商標保護体制の整備</li> <li>・知財教育及び啓発による知財人材の育成</li> <li>・発明報奨制度</li> <li>・社内担当者や弁理士事務所等を通じた日常的な調査・確認</li> </ul>
固定資産の減損	中	中	●物流事業の物流センター及び加工食品事業の生産拠点等の立地条件の悪化、設備の老朽化・陳腐化及び販売不振等による収益悪化による減損 ●金利の急激な上昇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資審議会・経営会議等における投資計画及び投資金額の適切性に関する審議</li> <li>・投資後の定期的なモニタリング及びフォローアップ</li> </ul>
投資有価証券の減損	中	中	●急激な株価変動や投資先の業績不振等による資産価値の下落及び減損等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別銘柄による投資価値の定期的な検証</li> <li>・当社が継続的に保有する意義や合理性が認められなくなった政策保有株式の売却による縮減</li> </ul>

### **第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

マルハニチロ株式会社 本店  
(東京都江東区豊洲三丁目2番20号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### **第四部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

### **第五部【特別情報】**

該当事項はありません。

## 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 マルハニチロ株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 池見 賢

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。  
141,937百万円

(参考)

(2022年7月29日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数		
2,478円	×	52,656,910株	= 130,483百万円

(2023年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数		
2,467.0円	×	50,578,837株	= 124,777百万円

(2024年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数		
3,372円	×	50,578,837株	= 170,551百万円

(注) 2022年7月31日は取引休業日であるため、その直前取引日である2022年7月29日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

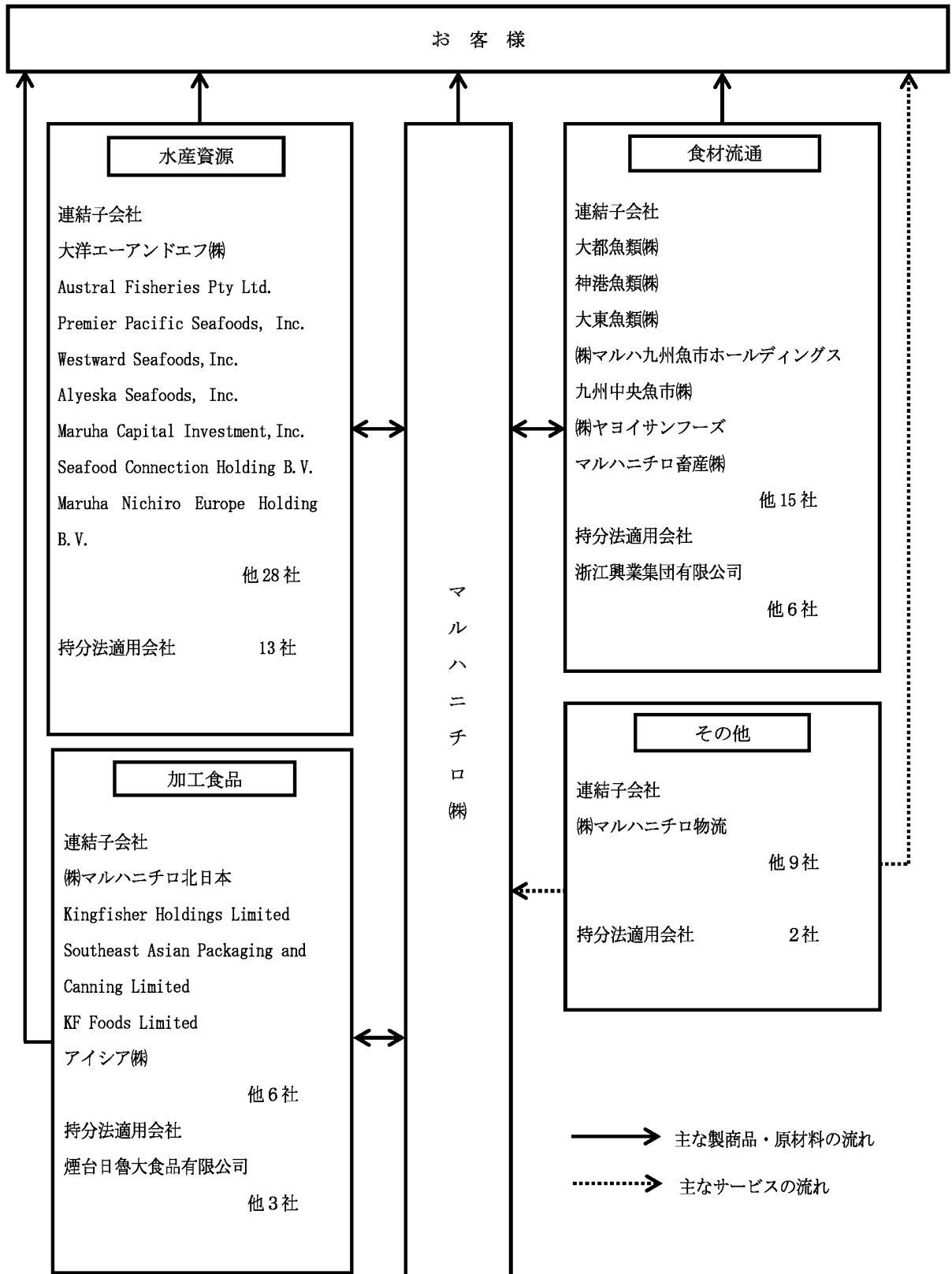
2024年6月30日現在、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は当社、子会社97社及び関連会社53社により構成されており、水産資源事業、食材流通事業、加工食品事業を主たる事業として行っております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

- (1) 水産資源事業……………当社及び連結子会社〔大洋エーアンドエフ(株)、Austral Fisheries Pty Ltd.、Premier Pacific Seafoods, Inc.、Westward Seafoods, Inc.、Alyeska Seafoods, Inc.、Maruha Capital Investment, Inc.、Seafood Connection Holding B.V.、Maruha Nichiro Europe Holding B.V.他28社〕、非連結子会社13社〔うち、持分法適用会社2社〕、並びに関連会社23社〔うち、持分法適用会社11社〕により、国内外で漁業を行う漁業ユニット、国内において主にブリ、カンパチ、マグロの養殖を行う養殖ユニット、北米・欧州を事業拠点とし、北米の豊富な水産資源を背景とした水産物の加工・販売を展開する北米ユニットから構成されております。
- (2) 食材流通事業……………当社及び連結子会社〔大都魚類(株)、神港魚類(株)、大東魚類(株)、(株)マルハ九州魚市ホールディングス、九州中央魚市(株)、(株)ヤヨイサンフーズ、マルハニチロ畜産(株)他15社〕、非連結子会社3社、並びに関連会社22社〔うち、持分法適用会社7社〕により、国内外にわたり水産物の調達・市場流通も含む販売ネットワークを持つ水産商事ユニット、多様な業態に対して水産商材や業務用商材の製造・販売を行う食材流通ユニット、国内外の畜産物及び農産物を取り扱う農畜産ユニットから構成されております。
- (3) 加工食品事業……………当社及び連結子会社〔(株)マルハニチロ北日本、Kingfisher Holdings Limited、Southeast Asian Packaging and Canning Limited、KF Foods Limited、アジア(株)他6社〕、非連結子会社1社、並びに関連会社4社〔持分法適用会社〕により、国内外において家庭用冷凍食品・缶詰・フィッシュソーセージ・ちくわ・デザート・調味料・フリーズドライ製品・ペットフード等の製造・販売を行う加工食品ユニット、化成品の製造・販売を行うファインケミカルユニットから構成されております。
- (4) その他……………当社及び連結子会社〔(株)マルハニチロ物流他9社〕、非連結子会社1社、並びに関連会社4社〔うち、持分法適用会社2社〕において冷凍品・飼料等の保管、輸配送及び不動産業等を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。





## 2. 主要な経営指標等の推移

### (1) 連結経営指標等

回次		第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高	百万円	905,204	809,050	866,702	1,020,456	1,030,674
経常利益	百万円	19,901	18,093	27,596	33,500	31,106
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	12,537	5,753	16,898	18,596	20,853
包括利益	百万円	11,694	12,898	23,230	34,788	40,965
純資産額	百万円	158,978	166,660	187,895	212,522	245,480
総資産額	百万円	528,063	532,866	548,603	637,227	671,801
1株当たり純資産額	円	2,520.27	2,707.93	3,043.95	3,534.39	4,112.65
1株当たり当期純利益	円	238.24	109.33	321.13	363.68	413.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	25.1	26.7	29.2	28.0	30.8
自己資本利益率	%	9.7	4.2	11.2	11.0	10.8
株価収益率	倍	9.48	24.00	7.46	6.53	7.19
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	39,178	33,361	19,249	△24	53,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△22,445	△11,996	△10,258	△23,860	△18,927
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△7,132	△10,812	△17,200	30,288	△32,943
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	21,772	31,156	24,430	33,360	36,905
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	11,107 [13,342]	13,117 [12,976]	12,352 [13,528]	12,843 [13,379]	12,531 [12,901]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、また、第80期より従業員に対する株式給付制度「株式給付信託（J-E SOP）」を導入しております。なお、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第78期の期首から適用しており、第77期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高	百万円	449,130	427,893	450,151	507,170	510,404
経常利益	百万円	11,704	11,525	15,276	14,114	17,048
当期純利益	百万円	8,959	8,161	10,949	8,523	17,607
資本金	百万円	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数	千株	52,656	52,656	52,656	50,578	50,578
純資産額	百万円	77,901	89,473	96,112	97,795	115,505
総資産額	百万円	345,201	356,843	363,756	384,453	398,131
1株当たり純資産額	円	1,480.29	1,700.25	1,826.47	1,938.39	2,293.36
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円	40.00 (-)	40.00 (-)	55.00 (-)	65.00 (-)	85.00 (35.00)
1株当たり当期純利益	円	170.25	155.08	208.07	166.68	349.22
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	22.6	25.1	26.4	25.4	29.0
自己資本利益率	%	11.8	9.8	11.8	8.8	16.5
株価収益率	倍	13.26	16.93	11.52	14.25	8.51
配当性向	%	23.5	25.8	26.4	39.0	24.3
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	1,614 [2,090]	1,661 [1,999]	1,647 [1,922]	1,640 [1,723]	1,651 [1,768]
株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当込み))	%	58.0 (90.5)	68.3 (128.6)	63.9 (131.2)	65.0 (138.8)	82.3 (196.2)
最高株価	円	4,025	2,795	2,725	2,678	3,081
最低株価	円	1,846	2,021	2,264	2,201	2,343

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降については東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
3. 当社は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、また、第80期より従業員に対する株式給付制度「株式給付信託(J-E SOP)」を導入しております。なお、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第78期の期首から適用しており、第77期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

**2025年3月期第1四半期連結会計期間**  
**(自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)の業績等の概要**

2024年8月5日開催の取締役会において承認され、公表した2025年3月期第1四半期連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)の四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して作成されており、監査法人による四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書を受領しております。

また、金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,944	35,458
受取手形、売掛金及び契約資産	138,418	150,895
棚卸資産	215,333	232,299
その他	13,688	14,535
貸倒引当金	△400	△416
流動資産合計	404,985	432,772
固定資産		
有形固定資産		
土地	42,189	42,108
その他（純額）	110,030	112,287
有形固定資産合計	152,220	154,395
無形固定資産		
のれん	7,529	7,322
その他	24,529	25,164
無形固定資産合計	32,059	32,487
投資その他の資産		
投資その他の資産	84,031	89,984
貸倒引当金	△1,494	△1,485
投資その他の資産合計	82,537	88,499
固定資産合計	266,816	275,381
資産合計	671,801	708,154
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	43,734	52,878
短期借入金	167,509	162,182
引当金	2,096	2,427
その他	59,628	57,056
流動負債合計	272,969	274,545
固定負債		
社債	18,000	33,000
長期借入金	98,841	106,760
退職給付に係る負債	21,761	22,600
引当金	319	364
その他	14,429	14,376
固定負債合計	153,352	177,101
負債合計	426,321	451,647
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	36,313	36,312
利益剰余金	123,113	127,126
自己株式	△556	△549
株主資本合計	178,870	182,890
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,534	17,834
為替換算調整勘定	13,625	17,041
退職給付に係る調整累計額	98	50
その他の包括利益累計額合計	28,258	34,926
非支配株主持分	38,351	38,690
純資産合計	245,480	256,507
負債純資産合計	671,801	708,154

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)
売上高	250,922	256,928
売上原価	216,862	221,270
売上総利益	34,060	35,657
販売費及び一般管理費	26,374	28,000
営業利益	7,685	7,657
営業外収益		
受取配当金	680	985
為替差益	1,628	1,099
持分法による投資利益	989	332
雑収入	1,056	947
営業外収益合計	4,355	3,364
営業外費用		
支払利息	691	948
雑支出	135	206
営業外費用合計	826	1,154
経常利益	11,213	9,868
特別利益		
固定資産売却益	5	91
その他	59	1
特別利益合計	64	92
特別損失		
固定資産処分損	51	68
投資有価証券評価損	365	—
損害賠償損失引当金繰入額	—	37
その他	173	16
特別損失合計	590	122
税金等調整前四半期純利益	10,688	9,838
法人税等	3,483	2,271
四半期純利益	7,204	7,566
非支配株主に帰属する四半期純利益	551	1,026
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,652	6,540

(四半期連結包括利益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)
四半期純利益	7,204	7,566
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,139	3,300
為替換算調整勘定	1,631	3,010
退職給付に係る調整額	△19	△48
持分法適用会社に対する持分相当額	185	903
その他の包括利益合計	2,937	7,166
四半期包括利益	10,141	14,733
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,918	13,208
非支配株主に係る四半期包括利益	1,222	1,524

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

一部の連結子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 以下「2022年改正会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による四半期連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前年四半期の四半期連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

なお、当第1四半期連結会計期間においては、当該実務対応報告第7項の定めを適用しているため、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しておりません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)
減価償却費	3,888百万円	4,158百万円
のれんの償却額	410	406

(セグメント情報等の注記)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	水産資源	食材流通	加工食品	計				
売上高								
外部顧客への売上高	52,334	156,408	37,421	246,164	4,757	250,922	—	250,922
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,403	4,745	3,557	14,706	2,049	16,755	△16,755	—
計	58,737	161,154	40,979	260,871	6,806	267,678	△16,755	250,922
セグメント利益	847	4,237	2,269	7,354	842	8,196	△511	7,685

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業及び不動産事業等を含んでおります。  
2. セグメント利益の調整額△511百万円には、セグメント間取引消去△83百万円及び全社費用配賦差額△427百万円が含まれております。  
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	水産資源	食材流通	加工食品	計				
売上高								
外部顧客への売上高	54,841	155,072	42,041	251,955	4,973	256,928	—	256,928
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,582	4,066	3,258	12,907	2,166	15,073	△15,073	—
計	60,424	159,138	45,299	264,862	7,139	272,002	△15,073	256,928
セグメント利益	59	3,798	3,307	7,165	1,150	8,315	△658	7,657

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業及び不動産事業等を含んでおります。  
2. セグメント利益の調整額△658百万円には、セグメント間取引消去102百万円及び全社費用配賦差額△760百万円が含まれております。  
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメント変更等に関する事項

(報告セグメントの区分変更)

従来、報告セグメントについては、「水産資源」、「加工食品」、「食材流通」及び「物流」の4つを報告セグメントとしておりましたが、同種の事業を同じ視点で評価できる組織体系を構築し、バリューチェーンの強化を図るため、当第1四半期連結会計期間より、「水産資源」、「食材流通」及び「加工食品」の3区分に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後のセグメント区分に基づき作成したものを開示しております。



(重要な後発事象)

(投資有価証券の売却)

当社は、2024年7月9日開催の取締役会において、当社が保有する株式会社C&Fロジホールディングスの普通株式1,175,800株について、SGホールディングス株式会社が実施する株式会社C&Fロジホールディングスの普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に応募することを決議いたしました。本公開買付けは2024年7月12日に終了し、当社の応募株式の全てが買付けられました。

当該事象により、当社の2025年3月期第2四半期決算において、投資有価証券売却益6,099百万円を特別利益として計上する見込みであります。

# 独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年8月5日

マルハニチロ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 御厨 健太郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 太基

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西本 弘

## 監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられているマルハニチロ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2024年4月1日から2024年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年4月1日から2024年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前題に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。

2. XBRL データ及びHTML データは期中レビューの対象には含まれていません。

